

令和7年度岡山市・瀬戸内市観光連携事業（シンポジウム及びバスツアー） プロモーション委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度岡山市・瀬戸内市観光連携事業（シンポジウム及びバスツアー）
プロモーション委託業務

(2) 業務の目的

岡山市・瀬戸内市観光連携事業において、宇喜多家に関する理解を深めるためのシンポジウム及びバスツアーを実施するに当たり、それぞれの参加者を広く募るためのプロモーション業務を委託することにより、事業の円滑な実施を図る。

(3) 業務内容

令和7年度岡山市・瀬戸内市観光連携事業（シンポジウム及びバスツアー）プロモーション委託業務仕様書のとおり。

(4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

2 予算額（予定価格）

1,540,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。なお、参考見積書の金額が、予算額（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 瀬戸内市に、令和7年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、令和7年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者にあつては、次に掲げる書類を提出すること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記され

ていないことの証明書

エ 財務諸表（法人及び個人）

オ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) プロポーザル公告日から候補者選定日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

5 契約候補者選定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を令和7年度岡山市・瀬戸内市観光連携事業（シンポジウム及びバスツアー）プロモーション委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、契約候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

審査は、提出された企画提案書等により行うものとし、審査方法及び審査項目等は下記9のとおりとする。

6 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書・回答書（様式6）により、Eメールにて提出すること。

(2) 提出期限

令和7年10月7日（火）15時00分まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会

（瀬戸内市産業建設部文化観光課内）

Eメール：bunkakanko@city.setouchi.lg.jp

※件名は「岡山市・瀬戸内市観光連携事業プロモーション委託業務／質問書（社名）」とすること。

(4) 回答日 令和7年10月10日（金）

(5) 回答方法 瀬戸内市ホームページに掲載し回答するものとする。

7 参加申込

(1) 申込方法

次のア～ウの書類に返信用封筒（110円切手貼付け）1部を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、令和7年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、上記4（1）ただし書きに掲げる書類を併せて提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書（様式2）

ウ 業務実績調書（様式3）

(2) 申込期限 令和7年10月16日（木）15時00分まで（必着）

(3) 申込先

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会

（瀬戸内市産業建設部文化観光課内）

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

(4) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書（様式4）により通知するものとする。

8 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

令和7年度岡山市・瀬戸内市観光連携事業（シンポジウム及びバスツアー）
プロモーション委託業務

(2) 企画提案書の内容

令和7年度岡山市・瀬戸内市観光連携事業（シンポジウム及びバスツアー）
プロモーション委託業務仕様書の「7 委託業務の内容」に掲げる事業提案

(3) 企画提案書様式・制限枚数等

- ・ A4版縦
- ・ 書類に使用する文字サイズは、原則12ポイント以上とすること。
- ・ 制限枚数なし

(4) 提出部数

ア 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式7） 原本1部

イ 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部及び副本5部

(ア) 会社概要（様式8）及び会社の事業概要がわかる会社案内等の資料

(イ) 担当者調書（様式9）

(ウ) 再委託調書（様式10）※再委託する場合のみ

(エ) 工程表（様式11）

(オ) 企画提案書（任意様式）

(カ) 参考見積書（任意様式）

ウ 返信用封筒（110円切手貼り付け）1部

(5) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(6) 提出期限 令和7年10月24日（金）15時00分まで（必着）

(7) 提出先

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会

(瀬戸内市産業建設部文化観光課内)

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

(8) その他

ア 企画提案書は1者1提案とする。

イ 企画提案書等を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9 審査

(1) 審査方法

審査委員会は、提出された業務実施体制各種調書、企画提案書等について、

(2) アからウまでで示す審査基準により、(3) 候補者の選定で示す手順に基づき、最も優れた提案を選定するものとする。

(2) 審査項目及び配点

プロポーザルは、以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 業務実績	10 / 100点
イ 企画提案の内容・実施体制	80 / 100点
ウ 参考見積価格	10 / 100点

(3) 候補者の選定

候補者は、審査の評価点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会が採決し決定する。

※提案者が1者の場合は審査を行い、審査委員会が候補者選定の可否を採決して決定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知するものとする。

10 日程

公告	令和7年 9月29日 (月)
質問受付締切	令和7年10月 7日 (火) 15時必着
質問回答期限	令和7年10月10日 (金)
参加申込書受付締切	令和7年10月16日 (木) 15時必着

参加資格の審査結果の通知	令和7年10月20日（月）
企画提案書等受付締切	令和7年10月24日（金）15時必着
審査	令和7年10月29日（水）頃
審査結果の通知	令和7年10月31日（金）頃
契約締結	令和7年11月上旬
業務開始	令和7年11月上旬

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 参考見積書の金額が、予算額（予定価格）を超過したもの。

1.2 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

1.3 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会は提出書類を提案者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考

える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、選定に影響を及ぼすおそれがある情報については、選定後の開示とする。

- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、瀬戸内市において指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会と協議の上、決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者選定までの間に、「4 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (8) 他の文献を引用した場合は、出典を明示するものとする。

1.4 担当部署（提出・問合せ先）

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会

（瀬戸内市産業建設部文化観光課内）

担当：河本

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

TEL：0869-22-3953

FAX：0869-22-3965

E-mail：bunkakanko@city.setouchi.lg.jp